

# 古物保護法

## 第一章 総則

### 第1条

価値があるか、或いはエジプトの地で勃興した文明の相異なる側面の一つとして考古学的又は歴史的重要性があるか、又はこれらと歴史的関係があったならば、異なる文明の産物であったか、若しくは芸術、科学、文学、そして宗教の創造物であった不動産又は動産は、古物と看做す。

### 第2条

歴史的、科学的、宗教的、芸術的、又は文字として価値のある不動産又は動産は、国家がそのような不動産又は動産の管理及び保存に国益を見出すならばいつでも、前条で特定された時代の制限に捕らわれることなく、文化所轄大臣 (competent minister in cultural affaires) の勧告に基づいた首相の命令 (decree) によって、古物と看做することができる。これらの不動産又は動産はここに本法 (said law) の規定に則り登録される。この場合、古物の所有者は、受取書付の書留書簡によって所有者に先の命令が通知された日から、それらの保存の責任を負うものと看做され、何ら変更を生じさせてはならない。

### 第3条

本法施行前の命令又は決定に則り考古学遺跡と看做された国有地、又は文化所轄大臣の勧告に基づき首相が発した命令によってそうであると看做された土地は、考古学的土地 (archaeological lands) と看做される。文化所轄大臣と協議の上での首相からの命令によっていかなる土地でも、当局がそのような土地には古物がないと証明するならば、考古学的土地・公共業務施設・古物の為の土地には含まれないとすることができる。

### 第4条

1. 考古学遺跡であると看做され、事前の命令又は決定に則り登録された建造物は、考古学遺跡と看做されなければならない。

2. 収用の決まっていない歴史的建造物又は考古学上の土地を占拠する自然人又は法人は、それらを損傷又は損壊から守らなければならない。

## 第5条

1. エジプト古物当局 (Egyptian Antiquities Authority) は、たとえ偶然居発見されたとしても、博物館・店舗・考古史跡に於ける考古学上の問題に関わる全てを監視する関係当局である。

2. 当局は、地表に存在する古物の発見、並びに地下及び各地の内水・エジプトの領海に存在する古物の発掘を行う。

3. 当局理事会の長は、内国人であれ外国人であれ専門化した科学集団が特定の場所で、期間限定で、特別の不可譲の許可証を以て、古物を探索、発掘する許可を与えることができる。この許可は、財政的・技術的・科学的効果の伴うこと、且つ許可申請者の科学的な考古学上の経験が確認された後でしか、交付されない。

4. 先の条項は、探索及び発掘が許可申請当事者の所有地で行われる場合でも、適用される。

## 第6条

ワクフ (wakf) 以外、全ての古物は、公共物 (public property) と看做される。所持、所有権、又はそれらの移譲も、本法及び施行令で規定された諸条件以外では、認められない。

## 第7条

古物の取引は、本法の施行日より禁じられる。これにより現在の取引業者は、身辺整理をし、手持ちの古物を処分する為に一年の猶予期間を与えられる。同期間の後に処分が残っている古物については、この者達は所持者 (possessor) と看做され、本法の所持に関する諸規定がこれにより彼らに適用される。

## 第8条

1. 本法の実施時に存在する所有権、所持権、又はその規定に則り発した権利を除き、古物の所持は、本法の施行後は禁じられる。

2. 古物を所持する取引業者及び非取引業者は、本法の実施日から六ヶ月以内に手持ちの古物を当局に通知しなければならず、また本法の規定に則った当局により登録までそのような古物を保存しなければならない。

3.登録の為の古物の所持を上記の期間内に当局に通知しなかった者は、非合法の所持者と看做され、本法に明記された所持規定の法益を享受することはできない。

#### 第9条

1.古物の所持者は、文化所轄大臣によって発せられる命令中にある手続と規則に則って当局が出す書面の承認を得た後、その古物を処分することができる。但し、その処分によって当該古物が国外に持ち出されることがあってはならない。

2.本法に述べられた所持の規定は、本法の規定又は相続によって古物の所有又は所持が何人の手に移ろうとも、その者に適用される。

3.あらゆる場合において、当局は価値ある見返りと引き替えに古物をその自由処分に置く優先権を持ち、更に当局は古物と思われる物を持つ権利を有し、価値ある見返りと引き替えに取引業者又は所持者の持つ考古学的要素を奪われた古物を修復させる権利を持つ。

#### 第10条

1.文化所轄大臣の勧告に基づき、共和国大統領からの命令によって、当局はアラブ又は外国の国家、博物館、又は科学研究所と、可動且つ複数ある古物 (movable and repeated antiquities) の何点かを交換できる。

2.共和国大統領からの命令によって、一般の利用の為、特定の期間中、古物の何点かを海外で展示することができる。

3.本規定は、逸品であるか損傷の恐れがある為に当局の理事会 (Authority s directorate) によって特定された古物には適用されない。

#### 第11条

国家が国益を見いだす時はいつでも、当局は寄付又は販売を通じて歴史的不動産の所有権を、象徴的価格 (symbolic price) か又は五十年を下回らない期間中、当局の自由処分の下に置くことによって、法人又は個人から譲り受けることができる。

#### 第12条

古物は、当局の理事会の勧告に基づき、文化所轄大臣の命令によって登録される。実際の古物登録の為に所有者又はその代理人に発せられた命令は、行政手段を通じて広報され、エジプトの官報に掲載され、不動産公示局 (Real-Estate Publicity Administration) に於ける不動産登記簿の隅にその旨の印が施される。

### 第 13 条

実際の古物の登録及び前条の規定に則った所有者に対するその旨の通知は、以下に規定する通りになる。

1- 不動産の全部又は一部を取り壊すこと、或いはその一部エジプトアラブ国家の外に下出すことは、認められない。

2- 土地又は不動産の収用は認められない。但し、当局理事会の勧告に基づき、文化所轄大臣の承認を得た後、隣接地に関しては収用が認められる。

3- 不動産上に第三者の為の地役権 (easement) を設定することは認められない。

4- 常設委員会の承認後に当局長から出された許可証 (licence) がある場合を除き、不動産物件の改修、又は如何なる手段であれその特質を変えることは認められない。但し、許可を受けた作業の実施は、当局派遣員の直接監督の下で行われなければならない。

もし関係当事者がここに述べられた許可証無しに作業を実施したならば、本法で定められた補償請求権及び罰則規定を損なうことなく、当局は違反者の負担で原状に復帰させる。

5- 所有者は、不動産の全処分に関する当局の書面での承認 処分先の氏名及び住所を示したものを得ることを義務づけられる。その処分に当たり、所有者は処分相手にその不動産が登録されている旨を知らせなければならない。当局は、処分申請の知らせを受けた日から三十日以内にその見解を明らかにしなければならない。

6- 当局はいつでも費用自己負担で、古物の保存に必要と思われることは何でも実施できる権利が与えられている。このことは、古物が何人に渡ろうとも変わらない。

### 第 14 条

当局理事会の勧告に基づき、且つ常設古物委員会 (standing committee for antiquities) に諮問した後の文化所轄大臣の命令によって、不可動古物 (immovable antiquities) 又はその一部分の登録は取り消され得る。取消命令は、エジプト官報で公示され、以前登録を通知した個人又は組織に知らされる。このことは、当局にある古物登録簿及び不動産公示局にある不動産登記簿の隅に記録される。

### 第 15 条

(英訳解読不可)

#### 第 16 条

当局理事会の監督に基づき、十分な見返りを以て、文化所轄大臣には、遺跡及び歴史的建造物近くの不動産上の地役権設定を、その美的特徴又は全体の外観を確実に保全する為、調整する権限が与えられている。これに関して発せられる命令は、一つ又は複数の地役権設定に至る不動産又はその一部分を決定し、並びに所有者又は保持者の権利上に結果的に発生する制限を決定する。

#### 第 17 条

本法又は他の法律で定められた罰則規定を妨げることなく、当局理事会の会長は、常設古物委員会の命令により、且つ裁判所に提訴する必要もなく、行政手段によって遺跡又は不動産上の違反を取り締まる決定を下せる。古物の担当警察は、取締命令の実施を引き受ける。違反者は原状に復帰させる義務を負う。さもなければ当局がその者の負担でそれを実施することができる。

#### 第 18 条

個人所有の土地は、その考古学における重要性の為に収用され得る。更に、共和国大統領の命令によって、収用手続きが完了するまで同地は一時的に専有され得る。収用された土地に古物が存在する可能性は、補償の際に考慮されない。

#### 第 19 条

当局理事会の要請により、文化所轄大臣は、公共古物 (public antiquities) 及び考古区域 (archaeological area) の境界線 (beautifying line) を決定する。この境界線内にある土地は、考古遺跡 (archaeological land) と看做され、本法の規定が適用される。

#### 第 20 条

1. 考古遺跡に於ける建築の許可証交付は、認められない。
2. (イ) 土台又は墓地の敷設、(ロ) 運河の掘削、(ハ) は道路の建設、或いは(ニ) 同地での、若しくは古物又は正規の境界線内の土地の為の公共施設での耕作は、禁じられる。

3. 植林又は伐採、瓦礫の運搬、土壌・肥料・砂礫の採取、或いは上記の場所の特徴を変更するようなあらゆる作業は、当局からの許可証がありその監督下で行う以外は、禁じられる。

4. 前項の規定は、無人の地で且つ3キロメートルにわたるか、他の場所にある古物の環境を実際に保護する形で当局が定める範囲内で、先の条項で言及された場所の敷地外に隣接する土地にも適用可能である。

5. 文化所轄大臣の命令によって、本条の規定は当局の行った調査によりその地下深くに古物の存在が明らかとなった土地に適用可能である。本条の規定は採石作業が許可された砂漠地帯にも適用可能である。

#### 第 21 条

1. 考古遺跡、及び歴史的 중요性のある建造物・敷地は、それらが発見された都市・地区・村の状況が変化しつつある時は、監視されなければならない。考古遺跡・史跡における近代化計画の実施、拡張、改修、及びこれらの付随行為は、当局が調整した地役権を尊重した上で、古物当局 (Antiquities Authority) の書面による承認後を除いては、認められない。

2. 当局は、提出日から三ヶ月以内にその見解を明らかにしなければならない。当局がこの期間内に見解を明らかにしない場合は、これに関する命令が発せられるよう事案を文化所轄大臣に提出することができる。

#### 第 22 条

1. 所轄機関は、当局の承認を得た後、居住地域内にある考古遺跡の隣接地での建設を許可する権限を与えられる。

2. 所轄機関は、許可の中に古物を制圧し又はその外観を損ない適切な方法で建設が行われるよう当局が保障する規定を含め、考古遺跡・史跡の監視、及びその古物の保護を保障する特別事項 (specifications) と併せてそのような聖地を確保しなければならない。

#### 第 23 条

1. 未登録の不可動古物 (immovable antiquity) を発見した者は、それを当局に通知する義務を負う。古物は国家の所有物を看做され、当局はその古物の保管に必要な手続きを取らなければならない。三ヶ月以内、当局はその不可動古物を個人の所有とするか、古物が見つかった場所を収用する手続きを取るか、本法の規定に従って登録した上で古物をその地に置

いておくか、いずれかを行う権利を与えられる。収用される土地を見積もるのに当たり、そこで見つけられた古物の価値は考慮しない。

2.もし常設の所轄委員会が古物に特別の価値を見出すならば、当局は、同委員会の決定する報奨金を、その古物を案内した者に与えることができる。

#### 第 24 条

1.可動古物(movable antiquity)又は不動産(immovable place)の一画を偶然に発見した者は、その発見から四八時間以内に最寄りの行政機関にその旨を伝えなければならない。さらに担当機関にその古物を渡すまでは大切に保管しなければならない。さもなくばその者は許可証なき古物所有者と看做される。この担当機関は直ちに当局にそのことを通知しなければならない。

2.古物は国家の所有物になり、これにより当局は古物が価値あるものと判断したならば、その古物を発見し通知した者に、常設の所轄委員会の定めた報奨金を与えることができる。

#### 第 25 条

1.文化所轄大臣の命令で作られ、理事会が加わる委員会は、第 9 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条で定められた補償額を算定する。

2.関係者は受領書付書留書簡で通知された日から六十日以内委員会の算定の不服を所轄大臣に申し立てることができる。さもなくば算定は最終的なものと看做される。

3.いかなる場合であれ、補償要求行為は、もし最終算定が確定した日から一年以内になされなければ、無効となる。

## 第二章 登録保存及び古物発見

#### 第 26 条

1.古物当局は、不可動及び可動古物の数を数え、撮影し、製図し、登録することを、その古物に関する情報を集めることとともに、行う。登録は、当局理事会が発した命令の諸条件・諸規定に従って、有効となる。登録古物とは、本法発効日よりこのための登録所で登録したものをいう。

2.当局は、考古調査を行い、所定の場所の考古遺跡及びその特徴を調べ、それを地図上に記入することを目的とし、それらの写しを、全体計画の構想に当たりそれらが守られるよう地方の担当部署及び都市計画総局の両者に送付する。

3.当局は、環境・都市の情報及び重要性に応じて考古遺跡毎に影響を与える諸要因の登録簿を用意する。

#### 第 27 条

1.考古当局、その安全及び保存と両立させる形で、訪問及び研究用に登録考古遺跡及び歴史的建造物の準備を行う。

2.当局はまた美的、歴史的特徴を顕らかにし、その特異点を見出すことも目的とする。

3.当局は、あらゆる手段を用いて考古学への意識を高める為に、考古遺跡及び博物館の可能性を駆使する。

#### 第 28 条

1.可動古物は、建築古物の客観的考察の為に、運搬記録とともに保管され、すべては当局の博物館及び保管庫に置かれなければならない。当局は、その博物館、保管庫、部局の内容を保存し、その内容の保護と安全の為に必要な手段を監督し、それに伴って一時的な内覧会を催すとともに、科学的手法のある部局での展覧会を企画する。

2.当局は、エジプト大学に、大学又は学部にある博物館の運営及び管理を、その登録及び安全を確保するとともに、委託することができる。

3.あらゆる場合において、古物、博物館、保管庫は国家の公共財産のうちにあると看做される。

#### 第 29 条

1.考古当局は、古物・博物館・保管庫・考古遺跡・歴史的建造物を、所轄警察署・特別監視員・関連規則に従って当局が委託した警備員によって警備する他に、その管理の責任も負う。当局は、地域内での古物の移動の容易性を保証し、当局が古物を監視できるような形で、古物のすべての検査に対して限度を設けなければならない。

2.当局理事会の命令によって、当局の警備するすべての考古遺跡の境界が定められる。その命令には、考古遺跡への入場料金を課すことも含まれる。但し、10 エジプト・ポンド又は外国人についてはその同額貨幣を超えてはならない。同料金は、本法第 39 条で定められ賦課されたものを害してはならない。

### 第 30 条

1.当局のみが、すべての登録古物、考古遺跡及び歴史的建造物にとり必要な保存・改修作業の実施に關与する。

2.ワクフ省、エジプト・ワクフ当局、及びキリスト・ワクフ当局は、同省及び同局に關連又は登録された考古学的、歴史的不動産を修復し、保存する費用を負担する。

3.当局は、個人又は他の当局所有の登録された歴史的建造物を修復する費用も負担する。但し、常設の所轄委員会が判断するところに従って、修復理由が所有者の悪い扱いに起因する場合を除く。この場合は所有者が修復費用を負担しなければならない。

4.常設の所轄委員会の承認後、当局理事会の会長は、適正のある当局及び科学調査隊 (scientific missions) に対し、当局の監督下で修復・保存の作業を行うことを、許可できる。また専門家がこのような作業を行うことに対する書面の許可証を交付されることもある。

### 第 31 条

当局は、当局理事会の決定する客観的な予定表に則り、環境危機に晒されやすく、国家の都市拡張計画の影響を受けやすい場所から、古物の発掘が行われるよう、調査隊及び当局に対する許可の優先順位を調整しなければならない。

### 第 32 条

1.他の団体は、古物の探査又は発掘作業を実施してはならない。但し、当局がこのために任命する専門家及び技師の誰であれ、当局の直接の監視下にて、発給された許可証の諸規定に従う場合を除く。

2.調査隊長又はその代理人には、調査隊の発見した古物を研究し、描写し、撮影する許可が与えられる。調査隊の発掘に関する科学出版物の権利は、その地における最初の発見日から最大五年間保全される。その後は調査隊の優先著作権は、消滅する。

### 第 33 条

当局理事会は、遵守されるべき且つ発掘許可と共に実施されるべき諸条件を課した命令を発し、調査の行われる区域の境界線の図説、許可期間、最低作業量、当局に預託されるべき保証金、同区域での作業が完了する迄の間の特別区域の制限と共に発掘実施条件、保護し且つ継続的に登録する義務、完全な登録及び許可された作業に関する包括的な科学報告書の当局への提出が、許可に含まれるようにしなければならない。

### 第 34 条

外国調査隊が古物を調査し発掘する許可は、以下の規則に従わなければならない。

A 全ての調査隊には、建築及び可動の古物の発見を行った物をすべて、一つずつ作業期間(working session)が終了する前に保管・保存する義務がある。これは、考古当局の所轄機関の監視下でその協力を得て行われる。

B エジプトでの考古発掘作業の為の全ての外国からの調査隊の計画を、調査隊が先に発見された現存の古物に対する修復作業を行う補完計画に関連させること。これは当局の承認又は協力を得て実施される。

C 被許可者ではなく当局のみが、被許可者が古物に関する科学的出版物を完成させた後に、発掘で発見されたそのような古物の系統立てる権限を有する。にもかかわらず当局は被許可者に先の古物の複製を与えることができる。

### 第 35 条

1.外国からの科学発掘調査隊によって発見された全ての古物は、国家の所有物である。

2.にもかかわらず当局は、もし同調査隊が発掘及び修復において有意義な仕事を遂行し、調査隊によって発見された可動古物の何点かを古物博物館に納めたならば、同調査隊のための報奨金を決定することができる。(以下、英訳解読不能)

### 第 36 条

1.常設の所轄委員会又は事情に応じて所轄の当局理事会は、調査隊の作業結果を検証し、これらに対する報償を提言する。

2.当局は、被許可者に対し、可動古物の何点かを与える権限を持つ。また当局は、この場合に与える古物の総額が、調査隊によって発見された可動古物の 10%を超えず、且つ当

局が質・種類・量・歴史的・美的重要性の点において当該古物に類似した物を持つならば、被許可者からの関与があってもなくてもその者に相応しい古物を選ぶ権利も持つ。

3.この点に関して当局が締結した合意は、国内外にかかわらず与えられた古物の取引を禁ずる条項を含まなければならない。

### 第 37 条

当局理事会からの命令によって、発掘作業の為に調査隊に交付された作業許可は、作業中になされた違反の為に取り消されることがある。これにより罰則規定が妨げられることはない。もし考古学調査隊又は外国の古物博物館の構成員又はその補助員が本法における罪を犯したことが証明されたならば、当局は考古学調査隊又は外国の古物博物館がアラブ・エジプト共和国内で考古発掘を実施するのを五年を下回らない期間中、妨げることができる。

### 第 38 条

1.古物当局及びエジプト大学調査隊は、機材、装備、及び外国からの発掘及び修復作業用の輸入品に対する関税を免除される。

2.税関庁は、外国からの調査隊によって国内に持ち込まれた、発掘、修復、古物に関する自然研究用機材一式を暫定的に解放する。外国調査隊が、これらの機材一式を当局又はエジプト大学考古学調査隊に処分するか譲渡するならば、関税義務を完全に免除される。作業終了後にこれらの機関以外にその機材一式を処分するならば、規定の関税額を負担しなければならない。

### 第 39 条

当局理事会の命令によって、博物館又は古物見学に対して入場料が課せられる。入場料は、各古物又は博物館で外国人に対して 10 エジプト・ポンドを超えてはならない。

## 第三章 罰則

### 第 40 条

刑法又は他の処罰方で規定されている一層厳しい罰則を妨げることなく、本法の諸規定の違反に対しては、以下の条文で述べられた罰則を以て処罰する。

#### 第 41 条

共和国の外へ古物を密輸するか、そのような行為に荷担した者は何人も有期の強制労働か 5,000 エジプト・ポンドを下回らず且つ 50,000 を上回らない罰金に処する。この場合、犯罪の対象物である古物は、当局の名の下に、同犯罪で用いられた機材、器具、車両とともに没収される。

#### 第 42 条

以下の者は、五年から七年の自由刑及び 3000 エジプト・ポンドから 50000 エジプト・ポンドの罰金刑に処せられる。

A 国家の所有する古物又はその一部分を窃盗又は秘匿するか、そのような犯罪に荷担した者。この場合、犯罪で用いられた古物、器具、機材一式及び車両は、当局の名の下に没収されなければならない。

B 古物又は歴史的建造物、或いはそれらの分離物を故意に減損、損傷させ、その著しい特徴を変化させてしまう者、若しくはそのような行為に荷担した者

C 許可なく考古発掘を実施した者又はそのような作業に荷担した者。この場合の罰則は有期の強制労働及び 5000 エジプト・ポンドから 50000 エジプト・ポンドの罰金に処する。(以下、英訳解読不可)

#### 第 43 条

以下の者は、一年から二年の自由刑及び 100 エジプト・ポンドから 500 エジプト・ポンドの罰金刑、或いはその一方の刑に処せられる。

A 古物当局からの書面での許可無しに、登録古物又は国有古物を譲渡するか、或いはその設置場所から引き離れた者

B 考古建造物又は考古遺跡、若しくはその一部分を居住者・仕事場・保管庫・工場に譲渡し、或いは同地を整地し、耕作用に準備し、そこに植林を行い、納屋を建て、溝又は灌漑用水路を掘り、他にこの種の作業を整え、或いはその他の手段で違法行為を行う者

C 当局の許可無く、考古遺跡から瓦礫・肥料・土壌・砂又はその他の物質を盗むか、交付された採石場での許可期限を超過するか、考古遺跡に肥料・土壌・廃棄物又はその他の物質を持ち込む者

D 考古発掘の為の交付された許可期限を故意に超過する者

E 本法の規定に反するような古物の処分を行う者

F 詐取の目的で古代古物の一つを模造する者

#### 第 44 条

本法第 2 条、第 4 条、第 7 条、第 11 条、第 18 条、第 21 条及び第 22 条の規定に違反する者は何人も前条で述べられた罰則に書せられる。

#### 第 45 条

以下の者は、三ヶ月から一年の自由刑及び 100 エジプト・ポンドから 500 エジプト・ポンドの罰金刑、或いはその一方の刑に処せられる。

- A 古物に広告又は宣伝用ポスターを貼る者
- B 古物に書き込みをし、又は塗装を施す者
- C 不可動又は可動の古物を損傷し、又は過失により破損する者

#### 第 46 条

国内で作業する者のうち第 18 条、第 19 条及び第 20 条に違反する者は何人も、二年を下回らない期間の自由刑及び 100 エジプト・ポンドから 500 エジプト・ポンドの罰金刑に処せられ、違反により生じた損傷への補償金を支払う義務がある。

#### 第 47 条

第 7 条、第 21 条、第 22 条に違反する場合、古物は古物当局に没収される。

### 第四章 終則

#### 第 48 条

当局理事会の会長、古物局長、博物館局長、管理人、管理人補佐、監督、考古遺跡指導者、古物検査官、検査官補佐は、本法の規定及び本法施行令で定められた犯罪につき、法の名の下においてのみ逮捕・拘留され得る。

#### 第 49 条

本法で規定された罰金、及び第 29 条、第 39 条で規定された入場料は、当局における古物、博物館の企画の財源に充てられる。当局はこの収入から報酬を与えることができる。

#### 第 50 条

本法適用により当局に支払われる全ての金額は、行政による没収を通じて徴収できる。

#### 第 51 条

当局は、古物、博物館、歴史的建造物を地震、産業汚染、周辺地域の変貌から保護する上で、当局と計画・住居・観光・公共利用・安全に関する各機関、知事評議会との間の調整を行う。

出典：ユネスコ非公式英訳文

註：各条文の見出しは当センターによる。